

労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第四号）

改正案

第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号）（以下「告示」という。）（第一条各号（第一号から第八号まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第十条第一項に規定する貸付けの業務に限る。次条第一号において同じ。）の代理

二（略）

二の二 告示第一条第八号に掲げる者が営む資金移動業（資金決済

現行

第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号）（以下「告示」という。）（第一条各号（第一号から第七号の二まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第十条第一項に規定する貸付けの業務に限る。次条第一号において同じ。）の代理

二（略）

二の二 告示第一条第七号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金

に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。次条第二号の二において同じ。）の代理又は媒介

三・四（略）

第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は告示第二条各号（第一号から第八号まで、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二（略）

二の二 告示第二条第八号に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

三・四（略）

決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。次条第二号の二において同じ。）の代理又は媒介

三・四（略）

第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号の二まで、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二（略）

二の二 告示第二条第七号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

三・四（略）